に、第三十八号に係る監査に関するもの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第二十号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）
六　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するものに、第三十八号に係る監査に関するもの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第二十号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）

に、第三十八号に係る監査に関するもの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第十九号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）
六　第百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあっては監査に関するものに、第三十八号に係る監査に関するもの以外の事務にあっては国際航海船舶等保安法の施行に関することに限る。）、第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第十九号まで並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

2　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中地方運輸局組織規則第八十五条、第百二十二条、別表第一及び別表第二の改正規定を削る。